2　現存船であって、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

3　施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の船舶設備規程、船舶消防設備規則及び船舶防火構造規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4　施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

告示

○国土交通省告示第六百六十八号

船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百十五条の二十三の二第一項、第百二十二条の二、第百二十二条の二、第百二十二条の三第一項、第百二十二条の五第一項、第百二十二条の六、第百二十二条の六の三、第百二十二条の十二及び第百四十六条の四十八の二、船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第六十七条、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条、船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第十条第一項、第十一条の二、第十三条第三項、第十四条第二項、第十六条第二項、第二十五条第一項、第二十七条第一項で準用する第九条第三項、第十条第一項及び第十一条の二、第二十七条の八第二項並びに第五十六条の二並びに船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第七十八条の規定に基づき、船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年六月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示

（船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部改正）

第一条　船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「視界は、次に掲げる要件に」を「視界は、次に掲げる要件（当該船舶のバラスト水の張排水中にあっては、イ及びハに掲げる要件を除く。）に」に改める。

（船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部改正）

第二条　船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十五条第一項の表基準の欄中「ハッチ」を「ハッチ（又はマンホール）」に改める。

（船舶の脱出設備の基準を定める告示の一部改正）

第三条　船舶の脱出設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示

第一条の次に次の一条を加える。

（避難場所）

第一条の二　規程第百二十二条の二の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　いずれか一の主垂直区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の主垂直区域をいう。）が火災により焼失した場合、又は、いずれか一の水密区画が浸水した場合において、当該火災又は浸水の影響を受けない場所であること。

二　次に掲げる設備が設けられていること。

イ　空気調和装置又は機械通風装置

ロ　大便所

ハ　主照明装置

三　飲料水及び食料を備えること。

四　旅客、船員又はその他の乗船者の看護に充てられる救護の場所に近接していること。

五　当該場所の室温が著しく高温又は低温とならないための措置が講じられていること。

第二条第一項中「規程第百二十二条の二第一項」を「規程第百二十二の二第一項」に改め、同条第二項中「規程第百二十二条の二第二項」を「規程第百二十二条の二の二第二項」に改める。

第三条第一項中「国際航海に従事する旅客船」を「第一種船等（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条第一項の第一種船等をいう。以下同じ。）（限定近海船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。）を除く。）」に改め、同項第一号中「（昭和五十五年運輸省令第十一号）第十六条の二」を「第十一条の二」に改め、同条第二項中「国際航海に従事する旅客船以外の船舶」を「第一種船等（限定近海船を除く。）以外の船舶」に改める。

第六条に次の一号を加える。

三　三以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さが一二〇メートル以上の旅客船（第一種船等（限定近海船を除く。）に限る。）の脱出経路に備え付けるものにあっては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合においても、他の主垂直区域内において、三時間以上その機能が損なわれないための措置が講じられたものであること。

第七条に次の一号を加える。

四　三以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さが一二〇メートル以上の旅客船（第一種船等（限定近海船を除く。）に限る。）に設けるものにあっては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合においても、他の主垂直区域内において、三時間以上その機能が損なわれないための措置が講じられたものであること。

第八条の次に次の一条を加える。

（補助照明装置）

第八条の二　規程第百二十二条の六の三の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　旅客室の主照明装置への給電が停止した場合に、自動的に点灯し、かつ、三〇分以上点灯するものであること。

二　非常電源又は旅客室内に設置された蓄電池から給電することができるものであること。

第十条の次に次の一条を加える。

（非常用制御場所）

第十一条　規程第百二十二条の十二の告示で定める要件は、次の各号に掲げる設備のうち当該船舶に備え付けなければならないものの制御等をするための装置を有するものであることとする。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

一　非常標識（電気式のものに限る。）

二　載貨扉開閉表示装置

三　漏水検知装置及びテレビ監視装置（載貨扉からの漏水を確認するためのものに限る。）

四　テレビ監視装置その他の有効な監視装置（ロールオン・ロールオフ貨物区域若しくは車両区域における貨物の移動又は当該区域への関係者以外の者の立入りを監視するためのものに限る。）

五　浸水警報装置（旅客定員が三六人以上の旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）に備え付けるものに限る。）

六　電動通風装置

七　船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第五十一条に規定する水密すべり戸

八　船舶救命設備規則第八十二条に規定する警報装置

九　船舶消防設備規則第五条第一号に規定する消火ポンプ及び非常ポンプ

十　船舶消防設備規則第五条第四号に規定する固定式加圧水噴霧装置

十一　船舶消防設備規則第五条第六号に規定する自動スプリンクラ装置

十二　船舶消防設備規則第五条第九号に規定する機関室局所消火装置

十三　船舶消防設備規則第五条第十三号に規定する火災探知装置（位置識別機能付火災探知装置に限る。）

十四　船舶消防設備規則第五条第十四号に規定する手動火災警報装置

十五　船舶消防設備規則第五十二条の二に規定する警報装置

十六　船舶防火構造規則第十三条第三項に規定するA級防火戸

十七　船舶防火構造規則第十四条第二項に規定するB級防火戸

十八　船舶防火構造規則第十六条の二に規定する排気式機械通風装置

（航海用具の基準を定める告示の一部改正）

第四条　航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二を次のように改める。

（浸水警報装置）

第三十七条の二　規程第百四十六条の四十八の二第一号の船舶に備える検知器及び警報盤の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　検知器は、最高区画喫水（船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第二条第十二項における最高区画喫水をいう。）における船舶の毎センチメートル排水量（立法メートル）を超える容積を有する水密区画に設置されていること。ただし、最高区画喫水における船舶の毎センチメートル排水量が、三〇立方メートル以下の場合にあっては、三〇立方メートルを超える容積を有する水密区画に設置されていること。